

<補正予算申請・上限戸数の注意点>

平成 28 年度の補正予算での申請については、配分額の変更通知書及び第 2 回募集採択通知書に記載があるとおり、“交付申請戸数”のうち、少なくとも半数以上は三世代対応住宅とする必要があります。

例) 補正予算の配分（長期優良住宅の実施枠及び高度省エネ住宅分の全体）戸数が 4 戸（400 万円）のグループの場合。

●グループ申請ツール及び審査支援室での取扱

- ・既に非三世帯住宅を 2 戸申請済みので、更に 3 戸目の非三世代住宅を申請しようとする場合、ツール入力は不可となり、支援室では申請受付を致しません。
- ・3 戸目の申請を三世代対応住宅で申請したが、審査の結果、三世代対応住宅として不適合であった場合、非三世代住宅として申請を切り替えるものではなく、当該物件は申請取消となります。

●交付申請最終受付後切後の申請戸数の考え方

- ・このグループの申請戸数が非三世代住宅 2 戸、三世代対応住宅 1 戸であった場合、

最終結果として配分額の超過には当たりませんので、平成 28 年度事業として引続き
交付決定－実績報告へと進んで頂きますが、補正予算の要件である「申請戸数の半数
以上を三世代対応住宅とする必要がある」を満たしていません。

- ・このケースに該当する場合には、次年度の配分・加算額においてペナルティーが科せ
られますので、ご注意ください。